

なかぐしくうどうん
中城御殿跡地整備検討委員会

第2回

第2回委員会：12月24日（金）10：00～

【資料3】計画改定の基本的な考え方（案）

1. 整備検討委員会における検討範囲
2. 計画改定にあたっての基本的な考え方（案）
3. 実物資料の展示・収蔵の考え方（案）
4. 防災・防火対策の考え方（案）
5. 文化財指定を見据えた整備のあり方（案）

1. 整備検討委員会における検討範囲

中城御殿跡地整備検討委員会では、中城御殿跡、龍潭一帯及び松崎馬場に関する整備の検討を行う。中城御殿跡、松崎馬場、円覚寺跡や龍潭周辺等を計画的に整備し、国営・県営区域が一体となった公園全体の魅力向上を図る。さらに地域との結節点にあたる中城御殿跡を整備することで、国営と県営のシークエンスや回遊性の確保、首里地域への周遊を促進する。



2. 計画改定にあたっての基本的な考え方(案) (①本施設のめざすべき姿)

現行計画を踏襲しつつ、計画改定にあたり、本施設のめざすべき姿、役割を再整理する。

めざすべき姿

- 中城御殿の整備にあたっては、公園内の拠点施設であるとともに、博物館機能を持つ社会教育施設として、博物館法に基づく登録博物館としての運用を目指す。
- 中城御殿が有する歴史・文化的価値を、建物や庭園として復元整備して鑑賞に資するとともに、首里城及び琉球文化に関する資料の収集・保存・調査研究・展示・教育普及を行う社会教育施設としての役割を担う。
- 首里城公園の施設として一体的利用や首里のまちにある拠点施設として、中城御殿をはじめ関連する歴史や文化を体験する場を創出することにより、地域における伝統文化の継承や地域への愛着や誇りの醸成に寄与する。

中城御殿の役割

首里城公園の施設として (首里城公園の一体的利用)

- 首里城に象徴される琉球の歴史や文化を体感できる物語性のある展示の展開
- 美術工芸品等の展示・収蔵の分担
- 歴史的風致景観の連続性や公園全体の回遊性の確保
- 公園全体としての一体的な利用者サービスの実施

中城御殿の歴史・文化的価値を 体現する施設として (歴史文化資源の復元)

- 王家ゆかりの屋敷である琉球建築・庭園の復元
- 王家屋敷としての歴史や生活文化の発信
- 中城御殿やそれ以前の遺跡群としての文化財的価値の発信
- 首里城への眺望景観の確保

首里のまちにある 拠点施設として

- 王都首里にある御殿屋敷の復元
- 首里の歴史・文化に関する案内、情報発信の拠点
- 地域文化の体験、継承の場
- 地域の人々と来訪者の交流の場
- 地域への周遊拠点

文化財の復元整備と博物館機能を有する歴史公園施設

『首里城復興基本計画』における「首里城公園のさらなる魅力向上」や「新・首里杜構想」による歴史まちづくりの推進」の実現とともに、「琉球文化のルネサンス」に寄与する

2. 計画改定にあたっての基本的な考え方(案) (①本施設のめざすべき姿)

- 中城御殿は、首里城公園内の展示・収蔵機能を持つ施設として、登録博物館を目指し、社会教育施設として資料の収集・保存・調査研究・教育普及といった活動を一体的に行うための管理運営体制についても検討する。
- 施設整備においては、国宝等の重要文化財の安定した借用等が可能となるよう、公開承認施設の要件も踏まえ検討する。

※博物館登録制度については博物館法の改正の動きもあり、それらの動向も含めて引き続き検討が必要

■登録博物館（博物館法第10条）

博物館法第2条で定義された博物館のうち、地方公共団体、一般社団法人、一般財団法人、宗教法人、日本赤十字社、日本放送協会が設置した施設であり、都道府県教育委員会の審査を受け、当該博物館の所在する都道府県の教育委員会に備える博物館登録原簿に登録されたもの。博物館に類する事業を行う施設として、博物館相当施設という種別もある。

資料収集・保存・調査研究・展示・教育普及といった活動を一体的に行う博物館としての基準を満たした施設として登録

県内登録博物館施設一覧

施設名	運営者
名護博物館	名護市教育委員会
沖縄市立郷土博物館	沖縄市
宜野湾市立博物館	宜野湾市教育委員会
浦添市美術館	浦添市
那覇市立壺屋焼物博物館	那覇市
ひめゆり平和記念資料館	公益財団法人沖縄県女師一高女 ひめゆり平和祈念財団

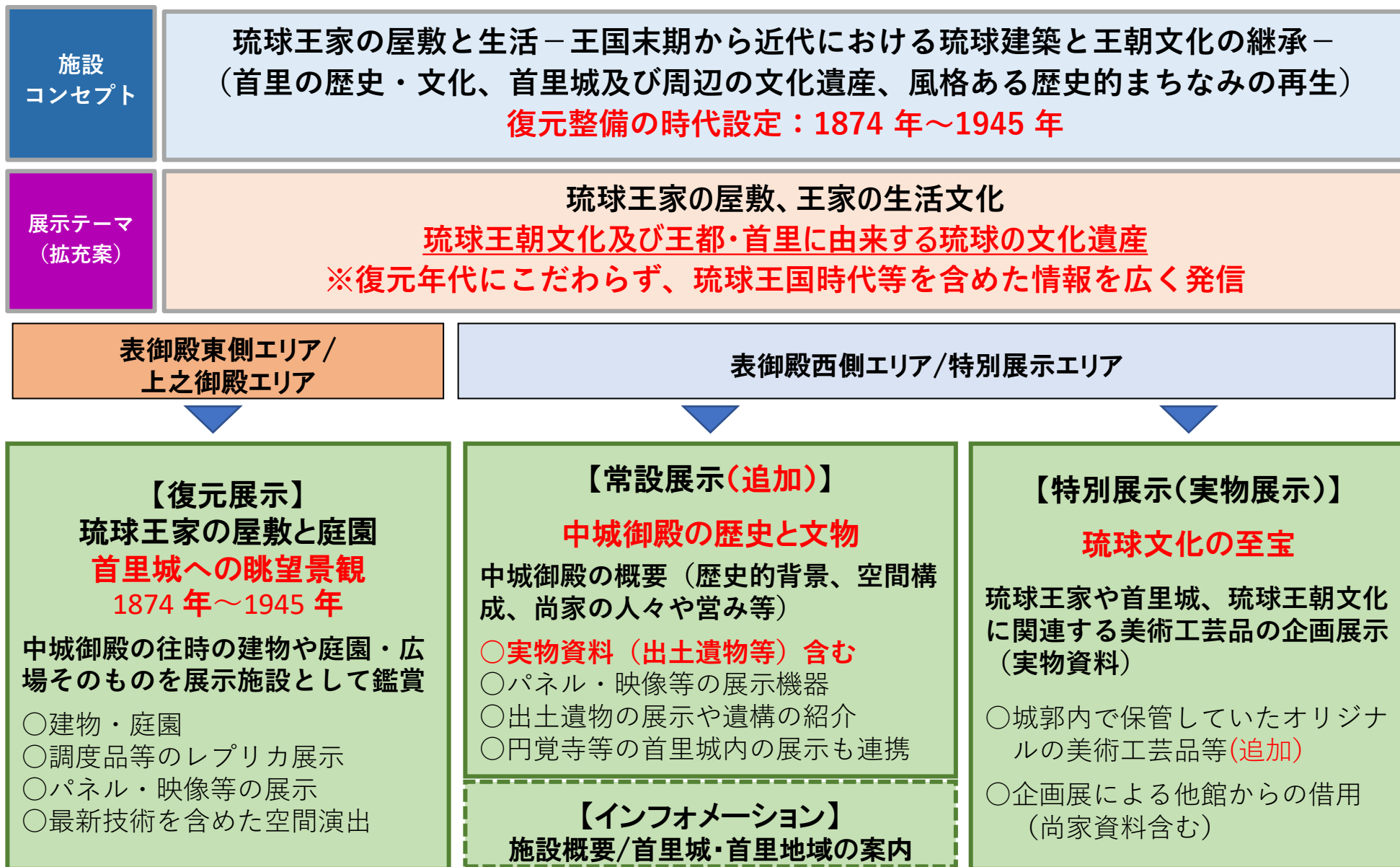
施設名	運営者
久米島博物館	久米島町教育委員会
宮古島総合博物館	宮古島市(教育委員会)
石垣市立八重山博物館	石垣市(教育委員会)
県立博物館・美術館	沖縄県
沖縄美ら海水族館	一般財団法人沖縄美ら島財団

登録博物館、公開承認施設の条件

関係法規	種別	登録要件(設置主体)	設置要件	登録(承認)又は指定主体
博物館法	登録博物館	地方公共団体、一般社団法人、宗教法人など	<ul style="list-style-type: none"> 館長、学芸員必置 年間150日以上開館など 	都道府県教育委員会、指定都市教育委員会
文化財保護法	公開承認施設	重要文化財の公開を円滑に実施する経理的基礎及び事務的能力を有しており、かつ、重要文化財の公開に係る事業を実施するにふさわしい者	<ul style="list-style-type: none"> 専門的知見及び識見を有する施設長の設置 学芸員2名以上 施設全体の防火・防犯体制の確立 施設の建物及び設備要件が文化財の保存又は公開のために必要な措置への対応 申請前5年間に重要文化財の公開実績(3回以上) 	文化庁長官

2. 計画改定にあたっての基本的な考え方(案) (②施設コンセプトと展示テーマ)

施設コンセプトと展示テーマ (改定案)



2. 計画改定にあたっての基本的な考え方(案) (③周辺施設との連携)

首里城公園は国営・県営を一体的にとらえ、利用者に、首里城及び中城御殿に関連する歴史・文化の魅力を一連のストーリーのなかで体感してもらう必要がある。首里城（城郭内）と中城御殿においては、復元施設としてのテーマや設定年代等に応じた展示・利用の連携と分担について検討する。また、県内にある博物館及び文化施設とも様々な連携を図る必要がある。

首里城公園 歴史公園として施設の鑑賞・見学をメインとする。公園全体で琉球の歴史・文化の魅力を一連のストーリーのなかで体感したり、展示資料を通じて情報の奥行を提供。歴史的風致景観への配慮、地域の交流や次世代を担う子どもたちへの歴史文化に対する意識醸成にも寄与する役割を持つ。

首里城（城郭内）

- ・首里城の建造物が展示物
- ・琉球王朝の歴史・文化に関する展示や行催事
(※前回復元テーマ)

中城御殿

- ・琉球王家の屋敷、生活・文化の展示・体験
- ・首里城や王国文化遺産の実物展示
- ・首里地域の紹介

首里杜館

- ・首里城の背景や周辺とのつながり等、琉球文化を包括的に発信
- ・王国前史～現代の営みまで発信
- ・城郭内復元とあわせた「見せる復興」



連携

琉球・沖縄の歴史文化を伝える施設



連携

博物館施設

県立博物館・美術館

- ・沖縄の歴史・文化・自然・芸術に関する総合的な展示・収蔵

那覇市歴史博物館

- ・那覇の歴史・文化の展示・収蔵

県立埋蔵文化財センター

- ・沖縄の埋蔵文化財の展示・収蔵

県立芸大

- ・沖縄の芸術・文化に関する学術機関、人材の育成
- ・芸術資料館・奏楽堂

文化施設

首里染織館 (suikara)

- ・沖縄の染織（琉球びんがた、首里織等）の展示・体験・情報発信・人材育成

3. 実物資料の展示・収蔵の考え方(案)

実物展示の対象は、城郭内で展示・収蔵していた美術工芸品、中城御殿に関連する出土遺物、他館からの借用資料とする。収蔵資料は、城郭内で展示・収蔵していたオリジナルの美術工芸品を基本とし、今後、博物館施設としての資料の収集活動を行う。

現行計画：他館との連携・借用が前提
対象資料

分類	主な対象資料（所蔵館）
尚家・中城御殿関係	尚家関係資料 （那覇市歴史博物館）
	井伊文子氏寄贈資料（沖縄県立博物館・美術館）
首里士族・御殿・殿内関係	伊江御殿家資料/神山家資料/門岡家資料（那覇市歴史博物館）
その他写真・記録等	鎌倉芳太郎写真・記録資料 （沖縄県立芸術大学）

特別展示を実現するための展示品の確保

- ・特別展示の運営部分において、対象とする資料を所蔵する機関団体との連携に努める。
- ・対象資料は実物資料のみならず、類似資料や複製資料を含む

【実物資料】
往時の伝来品そのもの。同一資料

【類似資料】
伝来品そのものではないが、類似・同等と見なせる資料

【複製資料】
伝来品を現在の事業で復元・模倣したもの（複製製作事業）

改定の考え方：館独自の展示・収蔵資料を確保

首里城公園で展示すべきもの
（城郭内で展示・収蔵していた美術工芸品等）

- 美術工芸品（オリジナル等）
- ※展示・収蔵（継続的な収集）

+

中城御殿や関連する出土遺物

- 中城御殿の時代に関する出土遺物
- 土地に由来する遺物
- 首里城公園内の関連史跡の遺物 等
- ※主に展示

+

他館からの借用資料（現行計画）
琉球王国及び首里城に関連する資料
（県内及び国内外所在の王国関連資料）

※企画展等に応じて、借用のうえ展示

追加

4. 防災・防火対策の考え方(案)

中城御殿は、歴史的価値を体現する木造建物の復元エリアと、美術工芸品等の展示・収蔵機能のエリアが共存する施設である。以下の考え方のもと、防災・防火対策を行うものとする。

■基本認識

- 利用者の安全の確保とともに、施設の歴史的価値や貴重な文化財を適切に保存し将来に継承していくため、防災・防火・防犯に対する対策を講ずる。
- 消防法に基づく対策をはじめ、「国宝・重要文化財（建造物）等の防火対策ガイドライン」（文化庁）及び「国宝・重要文化財（美術工芸品）を保管する博物館等の防火対策ガイドライン」（文化庁）等を参照する。
- 防災・防火対策の検討にあたっては、**中城御殿が持つ歴史性や立地環境、整備手法及び用途（木造復元部分、RC造展示・収蔵部分）を踏まえ、それぞれの特性に応じた対策を講じる。**
- **首里城城郭内における防火対策を参照し、沖縄県が実施している首里城公園管理体制構築検討とも密に連携し、火災時に迅速・適切な対応が可能となるよう、施設特性に応じた最適な防災・防火設備を計画する。**

■防災・防火・防犯等の対応に向けた管理体制について

- 沖縄県では、令和3年度より管理体制構築検討委員会を設置し、正殿復元とあわせた公園全体の防災統括センター機能・防火体制についての検討を進めている。同委員会の検討事項を踏まえながら、中城御殿においても、必要な防災・防火の運用、体制等について検討を進める。
- 首里城公園全体の管理（監視）体制においては、現在検討中の防災統括センター機能（仮称）の指揮のもと施設管理を行うものと考えられる。**中城御殿においても館独自の管理事務室（監視室）を配置し、夜間を含めた24時間の管理とし、適切な訓練を受けた職員・警備員等を配置するよう検討する。**

4. 防災・防火対策の考え方(案)

①表御殿東側エリア（木造復元）の対策

【建築関連】

- 往時の建物の意匠に配慮しながらも必要となる防災・防火の対策を検討する。軒廻りの防火補強に加え、外壁下地や小屋組の難不燃化等、往時の建物部材等と区別可能なものとしつつ、意匠上違和感のないものを検討する。
- 特別展示エリアとの接続部分（現行計画では木造）については、屋根のみの半屋外施設への変更し、木造復元部分と展示・収蔵施設との防火区画を明確に区分する。そのことにより消防隊の進入も可能とする。

【設備関連】

- 中城御殿の立地環境（住宅街、平屋一棟建）を踏まえ、火災の未然防止・早期覚知・初期消火を万全とする対策を講ずるため、消防法の適用に加え、感知機器の導入やスプリンクラーの設置等を検討する。
- 敷地内及び近隣施設からの延焼防止に備え、自衛消防隊による確実な消火活動が行えるよう、屋外消火栓に併設した操作性の容易な小口径消防ホースの導入を検討する。

②特別展示エリア、表御殿西側エリア（RC造）の対策

【建築関連】

- 屋根形状は往時の形態を復元するが、建物構造は耐火構造（RC造）とし、外部仕上げは不燃仕様を基本とする。視点場からの景観を確保するため、今後材料や工法は基本設計で詳細に検討する。

【設備関連】

- 利用や管理を主とする諸室においては、施設が火災にならないよう未然防止・早期覚知・初期消火を万全とする対策を講ずるため、消防法の適用に加え、感知機器の導入やスプリンクラーの設置等を検討する。
- 展示室や収蔵庫においては、美術工芸品の保存環境に適した防火設備（不活性ガス消防設備）の設置を検討する。

4. 防災・防火対策の考え方(案)

中城御殿における立地特性と防災・防火対策の考え方

上之御殿エリアは、広場空間として延焼防止や防災避難上有効な役割を果たす。

表御殿西側エリア

屋根形状は往時の形態を復元するが、耐火構造（RC造）とし、建物外部は不燃仕様を基本。消防法の適用に加え、感知機器の導入やスプリンクラーの設置等を検討。

消火器／屋内消火栓（易操作性）／
スプリンクラー設備／
屋外消火栓（小口径消防ホース併設）

近接部分の防火対策も必要（基本設計段階にて詳細検討）。

特別展示エリア

屋根形状は往時の形態を復元するが、耐火構造（RC造）とし、建物外部は不燃仕様を基本。消防法の適用に加え、感知機器の導入やスプリンクラーの設置等と美術工芸品の保存に適した防火設備を検討。

不活性ガス消火設備／消火器／屋内消火栓（易操作性）／
スプリンクラー設備／屋外消火栓（小口径消防ホース併設）

消防車両が敷地内へアクセス可。

木造復元部分と展示・収蔵施設との防火区画を明確に区分（木造面積の減）。

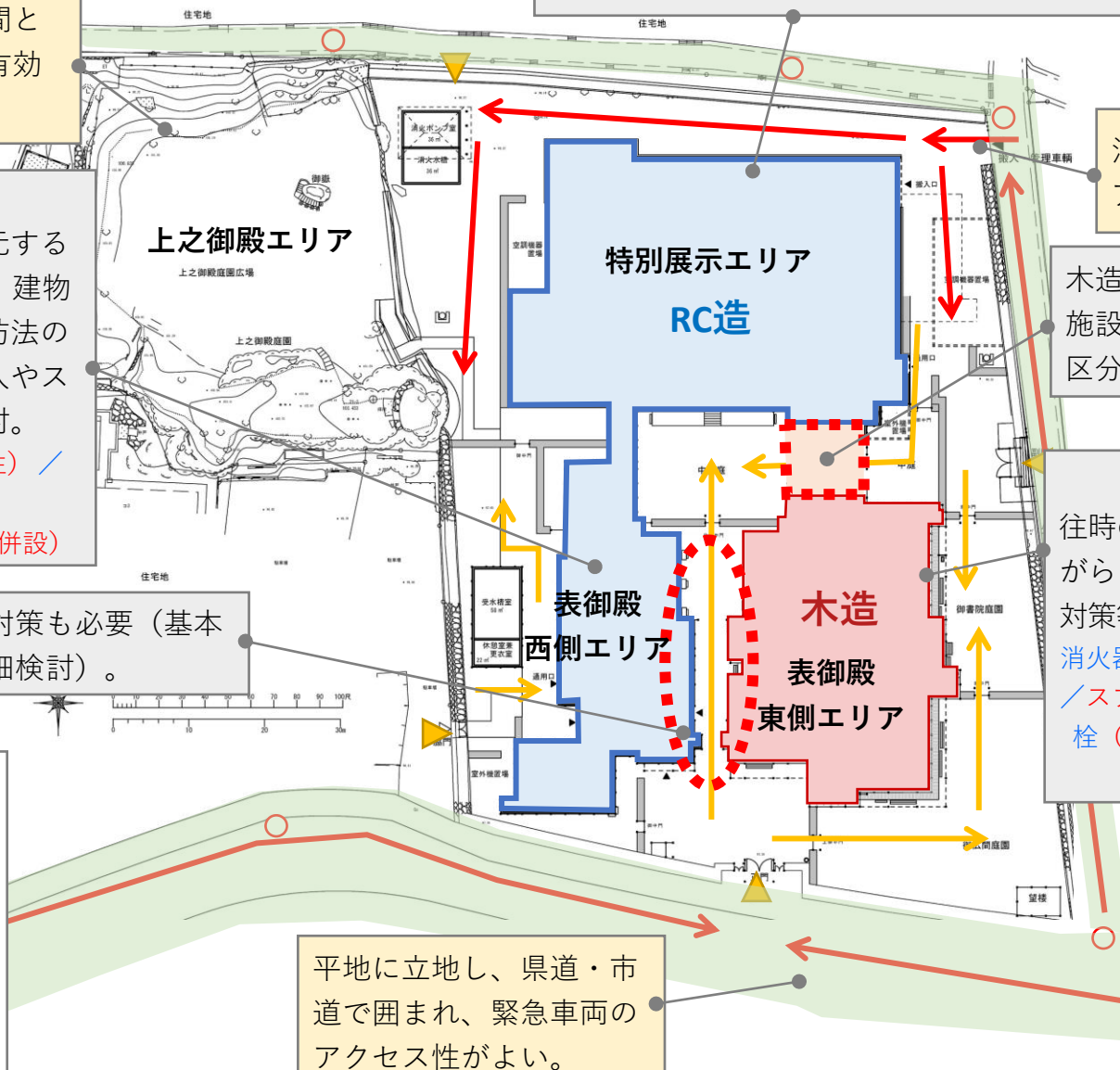
表御殿東側エリア

往時の建物の意匠に配慮しながらも初期消火及び延焼防止対策等の強化を検討。

消火器／屋内消火栓（易操作性）／スプリンクラー設備／屋外消火栓（小口径消防ホース併設）／ドレンチャー（要検討）

敷地の外からも放水が可能。

平地に立地し、県道・市道で囲まれ、緊急車両のアクセス性がよい。



凡例

- 消防車両動線 →
- 消防隊員動線 →
- 消火栓位置 ○

青字：法規上の必須設備
赤字：文化庁ガイドラインに基づく強化案

5. 文化財指定を見据えた整備のあり方(案)

現行計画の基本方針を踏まえ、中城御殿が持つ歴史・文化的価値を尊重し、将来の文化財指定を見据えた整備を行うものとする。

現行計画の基本方針（平成23年度）

赤字は修正（案）

イ. 歴史・文化的価値を尊重し、文化財指定を見据えた整備を行う。

- 中城御殿や松崎馬場は、歴史・文化的価値が高い施設であり、こうした価値を尊重し、発掘調査や関係資料の検討に基づく整備を行う。
- 両敷地の発掘出土の状況や周辺文化財の分布をふまえ、史跡（中城御殿）や名勝（龍潭周辺）の文化財指定を目指し、その評価に値する整備や利用を行う。

- 発掘調査により中城御殿の時代やその前後の時代の遺構が確認されていることから、これらの**遺構は保存することを原則**とする。
- **建物の整備範囲については、現行計画を踏襲し、往時の地盤高よりもかさ上げとし、遺構に対して保護砂等を設け、さらに建物の不同沈下防止を兼ねたコンクリート製の耐圧板を設置する。**旧県立博物館時代に、地下として使用され遺構が残っていない部分については、本施設でも地下階として有効活用する。
- 上之御殿エリアについては、良好に残された遺構（庭園や立岩、石階段）を活用するため、**現存遺構を保全しつつ、一部公開・活用も含めた整備方法を検討**する。必要な場合を除き往時の地盤高を活用する（かさ上げは行わない）。
- **敷地西側境界の脇門及び石牆は、**石垣の孕み等があり修復が必要である。同石牆については、戦前から残る貴重な資源であることから、**積み直しなど文化財にふさわしい手法で整備**を行う。